

建設発生土の処理

- ① 受入場所:南会津郡只見町只見地内
運搬距離:8.2km



- ② 受入場所:南会津郡南会津町田島田部原地内
運搬距離:64.1km



施工パッケージ内訳表

頁0-0005

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
掘削 SPA101 硬岩 標準単価： 機械構成比： MA175 バックホウ(クローラ型) 排ガス3次 山積0.8m3 標準型・超低騒音型 【損】	オープンカット 51.23%	31.54%	施工 第0-0001号表 1 TPMA234 バックホウ(クローラ型) [標準型] 超低騒音・排ガス3次 山積0.8m3	m3 0.00%
大型ブレーカ [油圧式] 1300kg級 【損】	MC064	14.56%	TPMC064 大型ブレーカ [油圧式] 1300kg級	
運転手(特殊) [0.793(3/1以降0.778)]	R0120	27.67%	TPR0120 運転手(特殊)	
軽油 ミニローリー (パトロール給油) R(南会津3)地区単価	T0250	15.12%	TPT0250 軽油 1.2号 パトロール給油	
【補正式】				
*** 単位当たり ***				
A=4 硬岩 B=1 オープンカット D=2 障害あり F=1 火薬使用不可 G=1 破砕片除去なし				
H=1 集積押土なし J=1 土木工事標準積算基準 II-1-②-7				

施工パッケージ内訳表

頁0-0006

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)
積込（ルーズ） SPA125 破碎岩 標準単価： 機械構成比： 平均施工幅1m以上2m未満 30.31% 労務構成比： 57.01% 材料構成比： 12.68% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0002号表 1	m3
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕 排ガス1次 山積0.45m3 【損】 MA192		30.31%	バックホウ（クローラ型）〔標準型〕 排ガス1次 山積0.45m3 TPMA192	
運転手（特殊） 〔0.793(3/1以降0.778)〕 R0120		57.01%	運転手（特殊） TPR0120	
軽油 ミニローリー（パトロール給油） R(南会津3)地区単価 T0250		12.68%	軽油 1.2号 パトロール給油 TPT0250	
【補正式】				
*** 単位当たり ***				
A=3 破碎岩 B=3 平均施工幅1m以上2m未満 C=1 土木工事標準積算基準 II-1-②-27				

施工パッケージ内訳表

頁0-0007

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
フィルター材 SPA593 単粒度砕石 4号 標準単価： 機械構成比： 7.33% 労務構成比： 63.76% 材料構成比： 28.91% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0003号表 1	m3
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕 排ガス1次 山積0.45m3 【損】	MA192	7.19%	バックホウ（クローラ型）〔標準型〕 排ガス1次 山積0.45m3	TPMA192
普通作業員 〔0.847(3/1以降0.828)〕	R0030	29.78%	普通作業員	TPR0030
土木一般世話役 〔0.771(3/1以降0.775)〕	R0010	15.40%	土木一般世話役	TPR0010
運転手（特殊） 〔0.793(3/1以降0.778)〕	R0120	12.60%	運転手（特殊）	TPR0120
特殊作業員 〔0.783(3/1以降0.769)〕	R0020	4.74%	特殊作業員	TPR0020
単粒度砕石 4号 30～20mm 採用単価表(見積)	T8340	25.58%	再生クラッシュラン RC-40	TPT8454
軽油 ミニローリー（パトロール給油） R(南会津3)地区単価	T0250	3.27%	軽油 1.2号 パトロール給油	TPT0250
【補正式】				
*** 単位当たり ***				
B=4 単粒度砕石 4号 C=1 全ての費用 D=1 土木工事標準積算基準 II-2-⑩-14				

仮設備配置図 S=1:1000



N o	仮設備名称	必要寸法 (m)	必要面積 (m ²)	備 考
①	受変電設備	4.5× 5.5	24.8	
②	換気設備	5.0× 2.0	10.0	
③	吹付けプラント	7.0×16.5	115.5	セメントサイロ、骨材ホッパ含
④	濁水処理設備	11.0× 3.0	33.0	ポータブル
⑤	給水設備(ポンプ)	1.8× 1.8	3.2	タービンポンプ格納小屋
⑥	給水設備(水槽)	2.5× 4.0	10.0	鋼製水槽×1 槽
⑦	修理工場	7.2× 5.4	38.9	2 階建 (2 階床無)
⑧	休憩所・現場詰所	7.2× 5.4	38.9	2 階建
⑨	資材倉庫	7.2× 5.4	38.9	1 階建
⑩	資材置場	5.0×30.0	150.0	定置式積込設備無
⑪	火薬取扱所	4.0× 4.0	16.0	
⑫	火薬火工所	4.0× 4.0	16.0	
⑬	ずり仮置場		5,497.1	(昼間+夜間)
		-1	472.6	53.4 x 17.7 x 1/2
		-2	240.7	38.2 x 12.6 x 1/2
		-3	188.7	49 x 7.7 x 1/2
		-4	511.7	48.5 x 21.1 x 1/2
		-5	210.3	48.9 x 8.6 x 1/2
		-6	640.6	48.9 x 26.2 x 1/2
		-7	404.2	35.3 x 22.9 x 1/2
		-8	241.8	35.3 x 13.7 x 1/2
		-9	1,074.8	68.9 x 31.2 x 1/2
		-10	381.8	66.4 x 11.5 x 1/2
		-11	1,129.9	65.5 x 34.5 x 1/2
⑭	ずり仮置場		2,656.5	(昼間作業の予備)
		-1	744.8	56.0 x 26.6 x 1/2
		-2	235.2	56.0 x 8.4 x 1/2
		-3	310.1	45.6 x 13.6 x 1/2
		-4	163.2	32.0 x 10.2 x 1/2
		-5	270.6	33.0 x 16.4 x 1/2
		-6	214.5	33.0 x 13.0 x 1/2
		-7	88.1	22.3 x 7.9 x 1/2
		-8	250.7	35.1 x 14.8 x 1/2
		-9	177.3	35.1 x 10.1 x 1/2
		-10	85.9	21.2 x 8.1 x 1/2
		-11	49.8	21.2 x 4.7 x 1/2
		-12	57.3	16.6 x 6.9 x 1/2

凡例

- 地元専用道路(既設)
- 地元・工事用 兼用道路(新設)
- 工事用道路(新設)
- 借地範囲
- 仮設備ヤード
A=13,396.8 m2
- 雪崩安全範囲
過去の雪崩履歴や
高木林の分布から
判断される範囲

実施設計 (参考図)

令和 7 年度 工事番号 第25-41360-0023号			
南会津郡只見町大字叶津 地内			
道路橋りょう整備(交付)工事(トンネル)			
仮設備配置図			
縮 尺	S=1:1000	図面番号	97/112
測 量	株式会社皆川測量 (工第03-360-0255)	主 任 技 術 者	室 井
設 計	アジア航測株式会社 (工第15-41360-0229号)	管 理 技 術 者	青柳健二
福島県南会津建設事務所			

損料補正（稼働状態が標準と著しく相違する場合の補正）

	実運転時間 C（時間）	供用日数 D（日）	供用日当り 運転時間 t（時間）	摘 要
ドリルジャンボ	165.0	19.75	8.35	供用日当り運転時間 t=C/D 実運転時間C、供用日数Dは別表による。
コンクリート吹付機	2.0	19.75	0.10	
トラックミキサ	2.0	19.75	0.10	

供用日当り運転時間が著しく相違する場合(±20%を超える)は、損料を補正する

	供用日当り運転時間 損料表(8欄)掲載値			補正対象	摘 要
	標準*0.8	標準	標準*1.2		
ドリルジャンボ	4.40	5.5	6.60	○	
コンクリート吹付機	2.80	3.5	4.20	○	
トラックミキサ	3.36	4.2	5.04	○	

運転1時間当り換算損料 = A + B/t 円（有効桁数3桁） --- 補正額

	A	B	t	運転1時間当り 換算損料 (補正額)	損料表 (17欄) (標準額)	採用額
	損料表 (12欄)	損料表 (14欄)	供用日当り 運転時間			
ドリルジャンボ			8.35			
コンクリート吹付機			0.10			
トラックミキサ			0.10			

(解説)

(4) 稼働状態が標準と著しく相違する場合の損料補正

機械損料が運転時間単位で定められている機械で、1日の運転時間を算出し、1日の運転時間を供用日当り運転時間に換算した時間が損料表上の供用日当り運転時間に比べて著しく相違する場合(±20%を超える)は損料を補正する。ただし、換算損料を用いずに損料を計上する場合は、補正を行わない。

計算項目	工事種別	計 算 式	
運転1時間 当り 換算損料	一般工事	$A + \frac{B}{t}$	A：運転1時間当り損料 B：供用日当り損料 t：供用日当り運転時間（下記による）
		$t = T \times \frac{1}{\alpha}$	T：運転1日当り運転時間（積み上げによる） α ：運転日当り供用日数 $\alpha = \frac{\text{年間標準供用日数}}{\text{年間標準運転日数}}$ α の値は少数1位止め（第2位四捨五入）
	トンネル 工事	$t = \frac{C}{D}$	C：実運転時間（歩掛より算出） D：供用日数 D＝施工延長÷1日当り進行長×30日÷23日

実運転時間 C

サイクルタイムより

	AGF(注入式フォアパイリング)								
	DⅢa-2(1シフト)								
	分/シフト	シフト数	時間	分/シフト	シフト数	時間	分/シフト	シフト数	時間
	t	N	t*N	t	N	t*N	t	N	t*N
ドリルジャンボ	1,100	9	9,900						
コンクリート吹付機	13	9	117						
トラックミキサ	13	9	117						

	実運転時間 C		摘 要
	分	時間	
ドリルジャンボ	9,900	165.0	
コンクリート吹付機	117	2.0	
トラックミキサ	117	2.0	

供用日数 D

14 h/日

サイクルタイムより

A G F (注入式フォアパイリング)											
DⅢa-2 (1シフト)											
分/シフト	シフト数	時間	実日数	分/シフト	シフト数	時間	実日数	分/シフト	シフト数	時間	実日数
t	N	t*N/60	d	t	N	t*N/60	d	t	N	t*N/60	d
1,253	9	188.0	13.43								

区分	単位	日数	摘 要
実日数計 Σd	日	13.43	
1月当り実作業日数	日	20.4	= 積算基準
供用日数 D	日	19.75	= $13.43 * 30 / 20.4$

損料補正(交替作業の補正)

1. 運転1日当り換算損料

機 械 名	諸 元	運転1日当り	供用1日当り	年間標準		補正率	1 + 補正率	運転1日当り換算損料			摘 要
		損料	損料	運転日数	供用日数			5 (欄)/6 (欄)	補 正 額		
								少数2位止め	計算結果	有効桁数3位	
小型うず巻ポンプ (呼水式片吸込形) 口径65mm,全揚程15m,2.2kw		日	日	日	日	0.50	1.50		日	日	T=17時間
小型多段遠心ポンプ(タービンポンプ) (片吸込・モータ駆動型) 口径65mm,5段,全揚程60m,7.5kw		日	日	日	日	0.50	1.50		日	日	T=17時間
小型うず巻ポンプ (自吸式片吸込形) 口径50mm,全揚程10m,1.5kw		日	日	日	日	0.50	1.50		日	日	T=17時間

る）は損料を補正する（次項参照）。
ただし、供用1日当り換算値「(20)欄」を適用する場合は、補正の対象としない。

(3) 交替作業の補正……要領（第5第3号及び第4号）

機械損料が運転日単位又は供用日単位で単一に定められている機械を、二交替制作業又は三交替制作業若しくはこれらに準ずる作業（1日の通常の使用時間を超えて長時間使用する作業）に使用するとき、機械の消耗劣化の度合が増大するため、一交替増すごとに、運転1日当たり損料を50%（供用日単位で機械損料が定められている機械の供用1日当たり損料については25%）増額とする。ただし、通常の作業形態が交替制となっているもの、又は交替制作業はとっているが損耗、修理の度合に変化がないものは交替制の補正は行わない。

1) 補正率

① 運転日単位の機械

	12<T≤18	18<T≤24
運転1日当り損料	50%増	100%増

（注）補正は、運転日当り損料のみ行う。

② 供用日単位の機械

	12<T≤18	18<T≤24
供用1日当り損料	25%増	50%増

（注）Tは運転1日当り運転時間（h）

2) 補正計算式

計算項目	損料型式	計 算 式
運転1日当り換算損料	運転日単位	$\frac{\text{運転1日当り損料} \times (1 + \text{補正率})}{\text{14(欄)が15(欄)}} \div \frac{(\text{年間標準運転日数} \div \text{年間標準供用日数}) \times 6(欄)}{5(欄)} \rightarrow \text{少数2位止め(第3位四捨五入)}$
供用1日当り換算損料	運転日単位	$\frac{1(欄)}{\text{基礎価格}} \times \left(\frac{1}{2} \times \frac{(1 - \text{残存率}) + \text{維持修理費率}}{\text{標準使用年数} \times \text{年間標準供用日数}} \times (1 + \text{補正率}) \right. \\ \left. + \frac{1}{2} \times \frac{(1 - \text{残存率}) + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{標準使用年数} \times \text{年間標準供用日数}} \right) \times 6(欄)$ 2(欄) → 10⁻²の値を四捨五入し、10⁻⁶の値とする。 10(欄) → 10⁻²の値を四捨五入し、10⁻⁶の値とする。
	供用日単位	$\frac{14(欄)が15(欄)}{\text{供用1日当り損料}} \times (1 + \text{補正率})$

※補正後の額は全て有効桁数3桁（4桁目四捨五入）

次表に示す機械は、特定作業専用機械（損料が交替制作業として体系付けられている）及び設置状態の機器（交替制作業であっても損耗、修理の度合に変化がない）であり、交替制作業の損料補正は行わないものとするが、次表に示されている機械の中で、機械損料が運転時間単位で定められている機械については、1日の運転時間を算出し、1日の運転時間を供用1日当り運転時間に換算した時間が損料表上の供用日当り運転時間に比べて著しく相違する場合（±20%を超え

運転日又は、供用1日当り損料機器の交替制作業による損料補正の対象外について
請負工事機械経費積算要領の第5項に示す、交替制作業による補正の対象としない機器は次のとおりとする。

- (1) トンネル工事及びニューマチックケーソン工事等の交替作業が標準の工事に一般的に使用される機器
- (2) 可動部が少なく、通常定置状態で使用される機器、但し、作業により損耗がばいしい機器は除く。

交替制作業による損料補正対象外機種	
分 類	機 種 名
03 運 搬 機 械	ズリ機、油圧転倒装置
04 クレーンその他荷役機械	タワークレーン（中間タワー、走行装置） ジブクレーン（走行装置） 二本横リフト（ガイドレール） 一本横リフト（中間ガイドレール） 工事用エレベータ（中間ボスト、蓋）
05 基礎工事用機器	クロウ式サンバイル打機（砂芯計、施工管理計） ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機（スラッシュタンク、トレミー管）
06 セン孔機械及びトンネル工事用機械	やぐら、ドリルジャンボ、ワゴンランバ、グラブホッパ シールド工事用機器、トンネル用スライディングフォーム レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機器、湧水処理設備
10 舗装用機械	舗装用スチールフォーム
11 道路維持用機械	標識設置
12 空気圧縮機及び送風機	ファン
15 電気機器	変圧器、高圧分岐開閉器、高圧しゃ断機 キュービクル式高圧変電設備
17 試験測定機器	全機種
18 鋼構・PCC構築物用仮設用機器	ウィンチ、発電発電機、電気溶接機及び空気圧縮機を除く全機種
20 その他機器	コンクリートバケット、モンサテン、巻取、分岐機 ターンテーブル、水槽、クレーン、工事用信号機、応急組立機 フロート、ムカデコンベヤ
31 付属作業船	押船土運船を除く全機種
32 作業船付属品	全機種